

令和 2 年度の電気事業法の技術基準の改正情報

1. 発電用太陽電池設備の技術基準の省令及び解釈の制定

(2021 年 3 月 31 日改正)

太陽電池発電設備の増加や設置形態の多様化等を背景に、太陽電池発電設備に特化した新たな技術基準（発電用太陽電池設備の技術基準の省令及び解釈）が制定されました。

発電用太陽電池設備の技術基準の省令は、太陽電池モジュールを支持する工作物（以下、「支持物」という。）および地盤に関する技術基準を定めたもので、この支持物は、架台及び基礎の部分を示します。

併せて、省令の技術的内容をできるだけ具体的に示した発電用太陽電池設備の技術基準の解釈も制定されました。

2. 電気設備の技術基準の解釈の一部改正

(2020 年 8 月 12 日改正)

令和元年 9 月に関東地方に上陸した台風 15 号により、千葉県内にある鉄塔 2 基の倒壊事故や多数の電柱が損壊する事故に関連し、以下の事項について電技解釈第 58 条の改正が行われました。

- ・鉄塔について、地域の実情を踏まえた基本風速を導入し、基準風速（40m/s）と比較して大きい方の風圧荷重を用いて設計。
- ・鉄柱も地域の実情を踏まえた基本風速を導入。

3. 電気設備の技術基準の解釈の一部改正

(2020 年 6 月 1 日改正)

水面に設置される太陽電池モジュールの支持物について、設計時に考慮・検討すべき水面特有の荷重・外力（波力・水位等）、部材、基礎（アンカー）の要求性能が、電技解釈第 46 条（太陽電池発電所等の電線等の施設）に追加されました。

4. 電気設備の技術基準およびその解釈の一部改正

(2020 年 5 月 15 日改正)

令和元年 9 月に関東地方に上陸した台風 15 号により、千葉県内にある鉄塔 2 基の倒壊事故や多数の電柱が損壊する事故の発生を受け、国の審議会における検討を踏まえ、関連する電技省令及び電技解釈について、以下の事項の改正が行われた。

- ・基準風速 40m/s は、「10 分間平均」である旨を明記。（電技省令第 32 条、第 51 条）
- ・鉄塔における風圧荷重について、特殊地形（山岳部、海岸部、岬・島しょ部、山岳部と急斜面）による増速を考慮することを新たに規定。（電技解釈第 58 条）

- ・木柱の安全率を 2.0 に引き上げ。(電技解釈第 59 条、第 63 条、第 70 条、第 81 条、第 100 条)
- ・電柱の連鎖倒壊防止に関する規定を電技解釈に追記。(電技解釈第 70 条、関連して第 61 条)

以 上